

DVx

D *evelopment*

V *enture*

x 「未知数」・「無限の可能性」

第 36 期

定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、事前に書面（郵送）又はインターネットにより議決権をご行使いただくことを強く推奨申し上げます。また、本株主総会場では感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主総会にご主席の株主様への「お土産」のご用意はございません。

ディービーエックス株式会社

証券コード：3079

開催日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始午前9時30分）

開催場所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 3階「カシオペア」

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

郵送及びインターネットによる議決権行使期限
2022年6月27日（月）午後5時30分まで

ごあいさつ



代表取締役社長
柴崎 浩

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第36期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患された方とご家族、影響を受けていらっしゃる皆様には心よりお見舞い申し上げます。

当社の第36期である2022年3月期（当事業年度）におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響の先行きが不透明な状況が続く中、医療機器の安定供給や新たなニーズの取込みに努め、業績としては、売上高454億9千6百万円（前期比10.9%増）、営業利益12億5千2百万円（同47.8%増）、経常利益12億5千8百万円（同48.0%増）、当期純利益8億6千3百万円（同50.8%増）という結果となりました。

また、当社のあるべき姿と進むべき方向性を再確認・共有すべく、パーパス（私たちの存在理由）の策定及びミッション（私たちがなすべきこと）、ビジョン（その先にある未来像）、バリューズ（私たちが共有する価値観）の見直しに向けた議論を行いました（2022年4月改定）。

医療業界のみならず、社会を取り巻く環境が急激に変化している中、当社は、「生命と健康を守る」というパーパスのもと、「患者・医師・医療関係者にとって有益な製品・サービスを提供し、最適な医療の普及に貢献する」ことをミッションとして、引き続き企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

2022年6月

目次

ごあいさつ	1
第36期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	7
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	10
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	17
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	21
提供書面	
事業報告	
1. 株式会社の現況に関する事項	22
2. 株式に関する事項	31
3. 新株予約権等に関する事項	32
4. 会社役員に関する事項	32
5. 会計監査人の状況	41
6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	42
7. 株式会社の支配に関する基本方針	46
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針	46
計算書類	47
監査報告	51
Front Line	54

株主各位

証券コード3079
2022年6月7日

本店所在地 東京都練馬区小竹町一丁目16番1号
本社事務所 東京都豊島区高田二丁目17番22号

ディービーエックス株式会社

代表取締役社長 **柴崎 浩**

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、**事前に書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使いただくことを強く推奨申し上げます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内



書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
2022年6月27日（月曜日）午後5時30分まで
に到着するようご返送ください。



インターネットにより
議決権を行使していただく場合

▶ 議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、
2022年6月27日（月曜日）午後5時30分まで
に、議案に対する賛否をご入力ください。

※なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合

▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2 場 所	東京都豊島区西池袋一丁目6番1号 ホテルメトロポリタン 3階「カシオペア」 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 株主総会の目的事項	報告事項 第36期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 その他本招集通知に関する事項	本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（ https://www.dvx.jp ）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載いたしていません。 従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

以 上

- 株主総会にご出席される株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会当日におけるお土産の配布を取りやめさせていただきました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.dvx.jp>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時30分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時30分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 3階「カシオペア」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

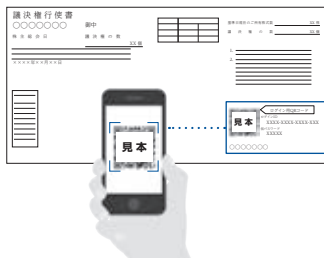
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



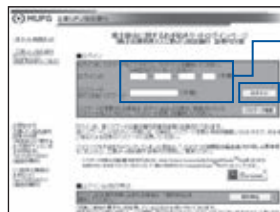
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

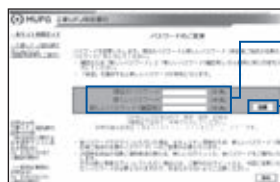
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

提案の理由は以下のとおりであります。

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（事業の目的）の記載を変更するものであります。
- (2) 当社は、既に本社機能を東京都豊島区に有しているため、実際の本店業務にあわせて、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都練馬区から東京都豊島区に変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。
- (4) 上記のほか、一部字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 医療用機器、関連周辺機器ならびに関連材料の 輸出入および<u>製造販売業、修理業務、賃貸業、 リース業</u></p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) 医療用システムの設計、販売および輸出入</p> <p>(4) 医療用コンピューターの設計ならびに<u>製造販売</u></p> <p>(5) 健康および医療に関する機器・器具の輸出入お よび<u>製造販売業、修理業務、賃貸業、リース業</u></p> <p>(6) 医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品、日用 雑貨品、介護用品および介護機器の輸出入およ び<u>製造販売業、修理業務、賃貸業、リース業</u></p> <p>(7) ~ (10) (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都練馬区に置く。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書 類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載 または表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に 定めるところに従いインターネットを利用する方法 で開示することにより、株主に対して提供したもの とみなすことができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 医療用機器、関連周辺機器ならびに関連材料の 輸出入および<u>製造、売買、修理、保守点検、賃 貸、リース</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 医療用システムの設計、<u>売買</u>および輸出入</p> <p>(4) 医療用コンピューターの設計ならびに<u>製造、売 買</u></p> <p>(5) 健康および医療に関する機器・器具の輸出入お よび<u>製造、売買、修理、保守点検、賃貸、リー ス</u></p> <p>(6) 医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品、日用 雑貨品、介護用品および介護機器の輸出入およ び<u>製造、売買、修理、保守点検、賃貸、リース</u></p> <p>(7) ~ (10) (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>豊島区</u>に置く。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社は、法令に定める監査等委員会である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>4. ～5. (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>4. ～5. (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 <u>定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および定款第14条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会は、指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、指名の手続きは適切であり、各候補者の業務執行状況及び取締役会全体の実効性の観点から当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	柴崎 浩 しば さき ひろし	代表取締役社長	再任
2	鍋谷 正行 なべ や まさ ゆき	取締役（総代理店事業及び開発製品事業担当）常務執行役員	再任
3	平能 直弘 ひら の なお ひろ	取締役（経営管理及び人事担当）執行役員	再任
4	宮本 聡 みや もと さとし	取締役（財務経理及び業務担当）	再任
5	内田 好則 うち だ よし のり	取締役（販売代理店事業担当）執行役員	再任
6	堂垣内 重晴 どうがきない しげ はる	社外取締役	再任 社外 独立
7	長谷川 潤 はせがわ じゅん	-	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

しば さき ひろし
柴 崎 浩 (1965年4月23日生)

所有する当社の株式数…………… 67,900株
在任年数…………… 12年
取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1986年 8月	松永歯科医院入社	2015年 4月	取締役 (営業及びマーケティング担当) 執行役員
1991年 8月	株式会社ヘルツ入社	2017年 4月	取締役 (不整脈営業担当) 執行役員
1998年12月	営業部長	2017年 6月	常務取締役 (不整脈営業担当) 執行役員
2003年 1月	取締役営業本部長		
2004年 2月	株式会社ヘルツとディーブイエックスジャパン株式会社 株式会社の合併により当社取締役ヘルツ事業部長	2018年 4月	常務取締役 (不整脈営業担当)
2007年 6月	執行役員ヘルツ事業本部長	2018年 6月	取締役副社長 (営業全般及び不整脈担当)
2010年 4月	執行役員営業統括本部長	2019年 4月	代表取締役副社長
2010年 6月	取締役執行役員営業統括本部長	2019年 6月	代表取締役社長 (現任)
2012年 4月	取締役 (営業担当)	2020年11月	株式会社MSS取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

柴崎 浩氏は、主に営業に関する分野に携わり、取締役に就任して以来、営業全般を統括し、豊富な経験と見識を有しております。現在は代表取締役社長として経営全般を統括し業容拡大を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

なべ や まさ ゆき
鍋谷 正行

(1958年4月27日生)

所有する当社の株式数…………… 50,500株
在任年数…………… 11年
取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年 4月	株式会社ノーバス入社	2015年12月	取締役（薬事・品質保証及び技術担当）執行役員薬事・品質保証部長
1986年10月	株式会社ヘルツ入社	2016年 4月	取締役（薬事・品質保証及び技術担当）執行役員
1995年 6月	取締役営業部長	2017年 4月	取締役（虚血営業、新製品営業、薬事・品質保証及び技術担当）執行役員
2004年 2月	株式会社ヘルツとディーブイエックスジャパン株式会社の合併により当社専務取締役経営企画室長	2018年 2月	取締役（虚血営業、新製品営業、薬事・品質保証及び技術担当）執行役員薬事・品質保証部長
2008年 4月	専務執行役員総務人事本部長	2019年 4月	取締役（バスキュラー営業、新製品営業及び薬事・品質保証担当）執行役員薬事・品質保証部長
2010年 4月	執行役員静岡特別プロジェクト長	2019年 6月	常務取締役（総代理店事業及び開発製品事業担当）執行役員薬事・品質保証部長
2011年 6月	取締役執行役員静岡特別プロジェクト長	2019年10月	常務取締役（総代理店事業及び開発製品事業担当）執行役員
2012年 4月	取締役（マーケティング及び薬事・品質保証担当）	2020年 6月	取締役（総代理店事業及び開発製品事業担当）常務執行役員（現任）
2013年 7月	取締役（マーケティング及び薬事・品質保証担当）執行役員		
2014年 4月	取締役（マーケティング、薬事・品質保証及び技術担当）執行役員		
2015年 4月	取締役（薬事・品質保証及び技術担当）執行役員		

取締役候補者とした理由

鍋谷正行氏は、営業部門を中心に幅広い分野の業務に携わり、取締役に就任して以来、マーケティング部門、薬事・品質保証部門及び技術部門を統括し、豊富な経験と見識を有しております。現在はバスキュラー営業及びICTソリューション並びに薬事・品質保証、マーケティング及び研究開発部門を統括し、同部門の強化を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

ひらの なおひろ
平能 直弘

(1967年1月16日生)

所有する当社の株式数…………… 15,500株
在任年数…………… 7年
取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1990年 4月	株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行） 入行	2011年 4月	総務人事部長
1999年11月	フォレックスバンク株式会社入社	2012年 4月	執行役員経営管理部長
2002年 3月	株式会社ウイン・インターナショナル入社	2015年 6月	取締役（経営管理及び情報開示担当）執行役員経営管理部長
2010年11月	当社入社	2018年 4月	取締役（経営管理及び人事担当）執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

平能直弘氏は、法務・コンプライアンス推進、人事労務、総務管財を所管する部門を統括し、豊富な経験と見識を有しております。取締役に就任した後は経営管理、情報開示及び人事を担当し、法令遵守を重視した組織体制の強化と適時適切な情報開示の徹底及び適切な人事労務管理体制の整備を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

みやもと ざとし
宮本 聡

(1959年5月24日生)

所有する当社の株式数…………… 1,900株
在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1983年 4月	野村證券株式会社入社	2018年 6月	取締役（財務経理及び業務担当）執行役員
2013年 8月	当社入社	2019年 4月	取締役（財務経理及び業務担当）執行役員業務部長
2014年 4月	内部監査室長	2021年 4月	取締役（財務経理及び業務担当）（現任）
2018年 4月	執行役員		

取締役候補者とした理由

宮本 聡氏は、当社入社以来、内部監査室長並びに財務経理及び業務担当執行役員としての職務に携わり、財務・経理に関し豊富な経験と見識を有しております。取締役に就任した後は財務経理及び業務を担当し、適切な財務・経理体制の整備を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

うちだ よしのり
内田 好則

(1964年10月21日生)

所有する当社の株式数……………	29,700株
在任年数……………	1年
取締役会出席状況……………	13/13回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年 4月	株式会社いそう社入社	2010年 4月	営業統括本部ヘルツ営業本部営業第一部長
1998年 4月	当社入社	2012年 4月	第五営業部長
2006年 4月	ヘルツ営業部第一営業部長	2017年 4月	執行役員
2007年10月	ヘルツイースト営業本部営業部長	2021年 6月	取締役（販売代理店事業担当）執行役員（現任）
2008年10月	ヘルツイースト営業本部市場開拓部長		

取締役候補者とした理由

内田好則氏は、当社入社以来、主に営業部門における職務に携わり、また、不整脈営業を統括し、営業全般に関して豊富な経験と見識を有しております。引き続きこれらの経験と見識を活かし営業部門の業務執行の監督を行うとともに、当社の企業価値の向上に貢献することを期待し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

どうがき ない しげ はる
堂垣内 重晴

(1949年5月11日生)

所有する当社の株式数…………… 1,100株
在任年数…………… 7年
取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1973年 4月	株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2015年 6月	株式会社アサンテ 社外取締役 (現任)
2003年 5月	株式会社テクノ菱和入社	2015年 6月	当社社外取締役 (現任)
2003年 6月	同社取締役	2015年 6月	株式会社たち吉代表取締役専務 (現任)
2007年 1月	同社常務取締役		
2014年 4月	同社専務取締役		

【重要な兼職の状況】

株式会社アサンテ社外取締役
株式会社たち吉代表取締役専務

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

堂垣内重晴氏は、豊富な経験や幅広い見識を有しており、それらに基づく健全かつ効率的な経営を推進するための助言と経営の監督機能を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、株式会社たち吉の代表取締役専務として直接会社経営にも関与されており、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

当社は、堂垣内重晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。

候補者番号

7

は せ が わ しゅん
長谷川 潤

(1970年2月23日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1992年 4月	三井ホーム株式会社入社	2012年 1月	はま司法書士事務所入所 (現任)
2005年 3月	あおば司法書士法人入所	2017年 8月	GLOVACC株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)
2006年 3月	司法書士登録		

【重要な兼職の状況】

GLOVACC株式会社社外取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長谷川潤氏は、司法書士として企業法務に関する豊富な経験と見識を有しており、それらに基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

【独立性に関する事項】

当社は東京証券取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、長谷川潤氏は当該独立性基準を満たしております。また、当社は、同氏の選任が承認された場合は、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 堂垣内重晴氏及び長谷川潤氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 堂垣内重晴氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
 4. 当社は堂垣内重晴氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。堂垣内重晴氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、長谷川潤氏の選任が承認された場合には、同氏と当該契約を締結する予定であります。
 5. 当社は取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており保険料は全額会社負担としております。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなります。各候補者の再任が承認された場合及び新任候補者の選任が承認された場合には、各候補者の任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案**監査等委員である取締役3名選任の件**

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	みやがわ たけし 宮川 猛	執行役員内部監査室長	新任
2	のじま とおる 野島 透	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
3	たのうえ あきこ 田上 昭子	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

みやがわ たけし
宮川 猛

(1976年8月27日生)

所有する当社の株式数…………… 37,700株

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1998年12月	株式会社医療ソフトサポートセンター (現株式会社MSS) 入社	2019年 4月	当社内部監査室長
2001年 4月	当社入社	2019年 6月	株式会社MSS代表取締役 (現任)
2002年12月	株式会社MSS取締役	2019年 9月	株式会社日誠メディテック代表取締役 (現任)
2018年 4月	当社業務部長	2021年 4月	当社執行役員内部監査室長 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社MSS代表取締役
株式会社日誠メディテック代表取締役

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

宮川 猛氏は、主に業務、内部監査に関する分野に携わり、豊富な経験と見識を有しております。現在は執行役員内部監査室長として内部監査体制の強化を推進していることから、引き続き業務執行の監督及び当社の企業価値向上への貢献を期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

の じ ま とおる
野島 透

(1960年10月13日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 16/17回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年 4月	鈴木税理士事務所入所	2009年 7月	朝日監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 代表社員
1992年11月	監査法人朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査法人) 入社	2019年 7月	野島透公認会計士事務所所長 (現任)
2002年 7月	朝日監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 社員	2020年 6月	当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

【重要な兼職の状況】

野島透公認会計士事務所所長

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

野島 透氏は、公認会計士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、現在もそれらを当社の監査に活かしていただいていることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

当社は、野島 透氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。

候補者番号

3

たの うえ あき こ
田上 昭子

(1967年3月5日生)

所有する当社の株式数……………

一株

新任

【略歴及び地位】

2001年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

2006年12月 コスモス法律事務所入所 同事務所
パートナー（現任）

社外

独立

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田上昭子氏は、弁護士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、それらを当社の監査に生かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

当社は東京証券取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、田上昭子氏は当該独立性基準を満たしております。また、当社は、同氏の選任が承認された場合は、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野島 透氏及び田上昭子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 野島 透氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は野島 透氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。野島 透氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、宮川 猛氏及び田上昭子氏の選任が承認された場合には、両氏と当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は監査等委員である取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており保険料は全額会社負担としております。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなります。各候補者の再任が承認された場合及び新任候補者の選任が承認された場合には、各候補者の任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

<ご参考>

第2号議案及び第3号議案を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成及び各取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	年齢 (歳)	在任 年数	独立 社外	性別	指名・ 報酬 諮問 委員 (※)	スキル・キャリア								
						企業経営 経営戦略	監査	マーケティング 営業	財務会計 金融	人事労務	法務 リスク管理	技術開発	ICT DX	
取締役	柴崎 浩	57	12		男性	●	●		●				●	
	鍋谷 正行	64	11		男性		●		●				●	
	平能 直弘	55	7		男性		●			●	●			●
	宮本 聡	63	4		男性		●	●		●				
	内田 好則	57	1		男性		●		●					
	堂垣内重晴	73	7	●	男性		●		●	●				
	長谷川 潤	52	—	●	男性				●			●		
取締役 監査等 委員	宮川 猛	45	—		男性			●						●
	野島 透	61	2	●	男性	●		●	●					
	田上 昭子	55	—	●	女性			●			●			

※第36期では中村眞一氏が指名・報酬諮問委員を務めておりました。中村眞一氏の退任に伴い、今後社外取締役の中から1名追加選任する予定でございます。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において補欠取締役に選任されました鈴木乃里子氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

すずき の り こ
鈴木 乃里子

(1957年12月29日生)

所有する当社の株式数……………

一株

【略歴及び担当】

1981年 3月	監査法人中央会計事務所入所	2015年10月	鈴木乃里子公認会計士事務所開設 (現在に至る)
1989年 3月	中央コーパース・アンド・ライブランド国際税務事務所 (現PwC税理士法人) 入所	2020年 4月	フロンティア不動産投資法人監督役員 (現任)
1992年10月	監査法人朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査法人) 入社	2021年 6月	西松建設株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)

【重要な兼職の状況】

フロンティア不動産投資法人監督役員
西松建設株式会社社外取締役 (監査等委員)

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鈴木乃里子氏は、公認会計士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

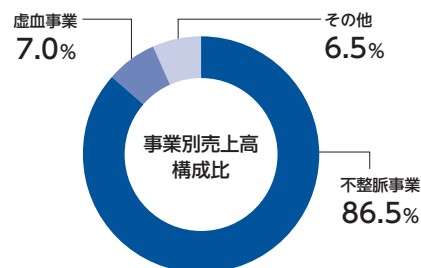
当社は、当社は東京証券取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、鈴木乃里子氏は当該独立性基準を満たしております。

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木乃里子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 鈴木乃里子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額いたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。鈴木乃里子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

1 | 株式会社の現況に関する事項

	第36期 (2022年3月期)	前期比
売上高	45,496,274千円	110.9%
営業利益	1,252,174千円	147.8%
経常利益	1,258,780千円	148.0%
当期純利益	863,016千円	150.8%



(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から依然として厳しい状況にあるなか、ワクチン接種の普及により経済活動に一部持ち直しの動きも見られました。しかし世界的な半導体不足や資源価格の高騰に加え、ウクライナ情勢を巡るロシアへの経済制裁の影響から原油価格の更なる高騰や国際物流網の混乱にも拍車がかかっており、物価上昇の影響による個人消費の停滞が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

医療機器業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響がワクチン接種の普及により前事業年度よりも改善しているものの、患者の受診抑制や検査及び手術数の減少による影響を引き続き受けていることから、依然として厳しい事業環境となっております。

このような情勢のもと、当社では、社員の感染リスクを軽減するためのあらゆる対策を講じ、医療の安全、安心のために安定して商品を提供し続けることを使命とし企業活動を行ってまいりました。

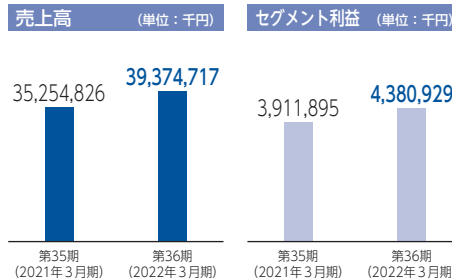
これらの結果、当事業年度の売上高は45,496,274千円（前期比10.9%増）、営業利益1,252,174千円（同47.8%増）、経常利益1,258,780千円（同48.0%増）、当期純利益863,016千円（同50.8%増）となりました。

セグメント別の売上状況は次のとおりです。

不整脈事業

売上高 **39,374**百万円 (前期比111.7%)

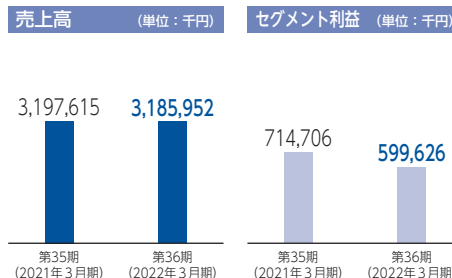
新型コロナウイルス感染拡大を受け、医療機関における検査や治療の重要度に応じた延期などの影響から症例数の減少傾向は継続しているものの、1度目の緊急事態宣言の影響を強く受けた2021年3月期からは大きく回復し、当事業年度の売上高は39,374,717千円（前期比11.7%増）、セグメント利益は4,380,929千円（同12.0%増）となりました。



虚血事業

売上高 **3,185**百万円 (前期比99.6%)

販売代理店として扱っている商品の売上が一部増加に転じたものの、国内総代理店として扱っていたエキシマレーザ血管形成システムの独占販売契約が2020年12月末に終了した影響により、当事業年度の売上高は3,185,952千円（前期比0.4%減）、セグメント利益は599,626千円（同16.1%減）となりました。

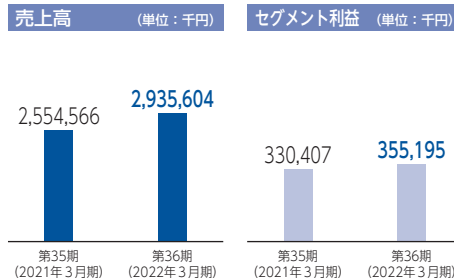


その他

売上高

2,935百万円 (前期比114.9%)

外科、脳外科関連商品等が好調に推移したことから、当事業年度の売上高は2,935,604千円（前期比14.9%増）、セグメント利益は355,195千円（同7.5%増）となりました。

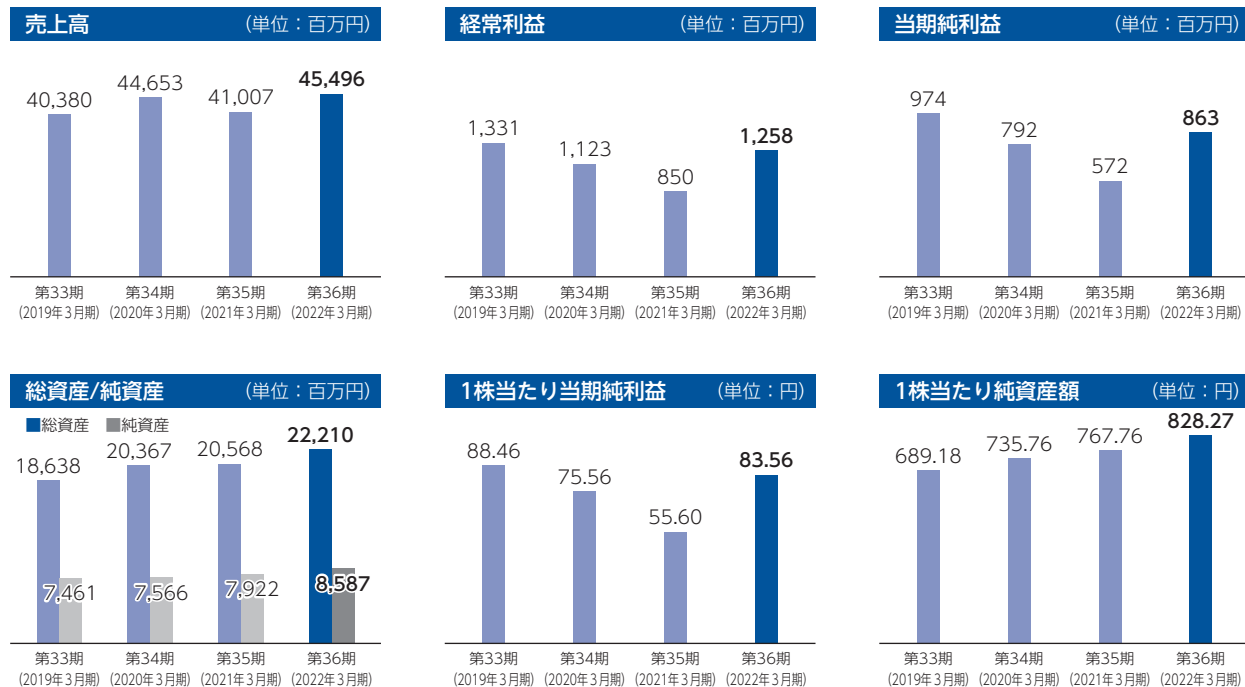


(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は149,981千円で、その主なものは、レンタル機、営業用デモ・バックアップ機に係る投資であります。

その所要資金は自己資金をもって充當いたしました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区分		第33期 2019年3月期	第34期 2020年3月期	第35期 2021年3月期	第36期 (当事業年度) 2022年3月期
売上高	(百万円)	40,380	44,653	41,007	45,496
経常利益	(百万円)	1,331	1,123	850	1,258
当期純利益	(百万円)	974	792	572	863
1株当たり当期純利益	(円)	88.46	75.56	55.60	83.56
総資産	(百万円)	18,638	20,367	20,568	22,210
純資産	(百万円)	7,461	7,566	7,922	8,587
1株当たり純資産額	(円)	689.18	735.76	767.76	828.27

(4) 対処すべき課題

当社は、継続的な成長を実現していくために、以下の事項を課題と認識しております。

① 販売拡大

当社は、主力の不整脈事業において、関東地区に特化して営業展開をしてきた経緯から、同地区への売上依存度が非常に高い状況にあります。そのため、さらなる業容拡大を目指すためには、不整脈事業の営業エリアを拡大することが不可欠であるとの認識を持っております。当事業年度においては2021年11月に岡山出張所を開設いたしました。

今後も、不整脈事業の全国展開に向けて、人材育成をはじめとする体制の整備を行い、既存顧客とともに新規顧客の期待に応えられるよう総合的な販売力の強化を図ることで、売上拡大に努めてまいります。

② 新商品ラインナップの拡充

顧客基盤の構築と新規顧客の開拓には、顧客ニーズにあった医療機器をいち早く、継続的に提案することが必要であると認識しております。そのためには、常に国内外の最新医療情報を把握し新商品の早期の販売権獲得と、迅速な薬事承認の取得が求められるところであります。

特に、虚血事業における取扱商品の充実が急務とされているため、自社開発製品である自動造影剤注入装置「RAQUOS インジェクションシステム」の国内普及に向けた取組みや、マーケティング部門や薬事部門の活動による製品導入の取組みに加え、研究開発部門の機能強化や営業部門の組織強化等により主力商品の育成に取り組んでおります。当事業年度においては、「RAQUOS インジェクションシステム」の関連消耗品の認証取得及びその後の販売に向けた取組みを継続いたしました。

また、医療現場のニーズを反映させた独自企画商品を充実させることで、新規顧客開拓や既存顧客の深耕につながる取組みも継続しており、当事業年度においては、不整脈シミュレーター「EPトレーナー」の海外販売を継続しました。また、新型コロナウイルス対策の必要性が高まる状況下において、陰圧装置の販売にも注力しました。

③ 利益率の改善

近年においては、顧客である医療機関からは、償還価格の引き下げによる値下げ要請、あるいは医療経営環境改善のための値下げ要請への対応が求められる傾向が継続しており、当社においても一層の効率化や合理化が求められていると認識しております。目標とする売上高営業利益率4%以上を達成するために、仕入先企業との協力関係の構築や、比較的利益率の高い当社独自商品の販売促進への取組みを行っております。

④ ESGに関する取組み

当社は、「生命と健康を守る」をパーパスに掲げ、医療業界で「患者・医師・医療関係者にとって有益な製品・

サービスを提供し、最適な医療の普及に貢献する」ことをミッションとし、現在と未来の社会・環境に対する責任を自覚しながら事業活動を行うことを目指しております。

以下の通りESGに関する方針を定め、それぞれの課題に継続的に取り組むことで持続的に企業価値を高めてまいります。課題への取り組み状況は当社ホームページで継続的に公開してまいります。

(E) Environment 環境に関する方針	(S) Social 社会への貢献に関する方針	(G) Governance コーポレートガバナンスに関する方針
<p>当社は、社会生活、企業活動の基盤である自然環境の負荷軽減に貢献します。また、医療業界におけるソリューションリーダーとして、未来を見据え、効率的な資源利用と環境保全に配慮した事業活動を行います。</p>	<p>当社は、『心』ある多様な人材を持続的競争優位の源泉と考え、全ての従業員がいきいきと働くことのできる職場環境を整備し、幸せな生活と人生の基盤を提供します。また、従業員の創造的な活動を通じて、社会全体への最適な医療の提供に貢献します。</p>	<p>当社は、自然環境、社会環境といった環境の変化に柔軟に対応し、果敢に挑戦することができるリスク管理体制を構築、維持します。また、社会やステークホルダーに対する責任を自覚し、その信頼に応えるため、適切な牽制機能を備え、透明性の高い情報開示を行います。</p>
重要課題	重要課題	重要課題
<p>消費電力の削減 ガソリン使用量の削減 資源の有効活用</p>	<p>安全な職場環境 ダイバーシティ（D&I）の推進 働きがいの創出 地域社会への貢献 公正な取引の推進 サプライチェーンのサステナビリティ</p>	<p>コーポレートガバナンス体制の強化 内部統制システムの適正な運用 情報セキュリティマネジメント体制強化 災害レジリエンスの強化 透明性の高い情報公開 コンプライアンス推進 リスク管理体制の適正な運用 役員報酬・指名決定手続</p>

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社の事業内容は商品に応じて「不整脈事業」、「虚血事業」、「その他」に区分されます。

以下、各事業について説明いたします。

① 不整脈事業

不整脈とは、心臓を動かす刺激の発生又は刺激が伝わる伝導路の異常によって心臓のリズムが乱れる疾患のことで、脈が遅くなる徐脈、速くなる頻脈、脈が飛ぶ期外性収縮の3つに分けられます。原因としては、先天的なもの以外に加齢や喫煙、ストレス等によって引き起こされるといわれております。

不整脈事業においては、徐脈、頻脈、期外性収縮の治療に用いる心臓ペースメーカ、アブレーションカテーテル（心筋焼灼術用カテーテル）、ICD（植込み型除細動器）、検査用電極カテーテルが主力商品となっております。当事業はこれら不整脈の検査・治療のための医療機器を関東地域を中心に、医療機器輸入商社及び国内医療機器メーカーから仕入れ、主に医療施設に対し卸売会社として販売しております（販売代理店業）。

現在、当事業においては既に全国展開している虚血事業と連携しながら、営業エリアの拡大を推進しております。

② 虚血事業

虚血とは、血管の狭窄又は閉塞により組織への血流が不十分もしくは途絶している状態を指します。虚血により引き起こされる虚血性疾患としては、心臓の冠動脈で起こる心筋梗塞や狭心症、脳の血管で起こる脳梗塞等が代表的なものです。原因となる動脈硬化は糖尿病や高血圧、高脂血症等によって進行し、肥満や喫煙、運動不足、ストレスの多い生活等も動脈硬化を促進させるといわれております。

虚血事業においては、虚血性疾患の検査・治療のための医療機器を、国内外の医療機器メーカーより直接仕入れ、主として全国の医療機器販売代理店を経由して、医療施設に販売しております（国内総代理店業）。このため、全国主要都市において虚血事業を中心とした営業拠点を既に展開しております。

なお、国内で医療機器として流通させるためには厚生労働省の薬事承認を取得する必要があり、当社は有望な医療機器を国内外に見出すためにマーケティングを担当する部門や、薬事承認及び品質保証を担当する部門を設置しております。

また、不整脈事業と同様の形態をとり、虚血分野の検査・治療に用いる医療機器を輸入商社や国内医療機器メーカーから仕入れ、販売代理店として医療施設等に対し販売を行っております。

当事業の主な取扱商品は、当社が製造販売業者の認証を有する自動造影剤注入装置「RAQUOSインジェクションシステム」及び株式会社フィリップス・ジャパンが日本国内における製造販売業の承認を有するエキシマレーザ血管形成システム等であります。なお、エキシマレーザ血管形成システムにつきましては、Spectranetics社及び株式会社フィリップス・ジャパンとの間で当該商品に関する日本国内優先代理店契約を2021年12月31日まで締結しておりました。

③ その他

「その他」においては、脳外科商品、一般外科商品、消化器商品、放射線防護用品等、主力事業である不整脈事業及び虚血事業に属さない商品の販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都豊島区
北海道営業所	北海道札幌市中央区
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
茨城営業所	茨城県つくば市
千葉営業所	千葉県市川市
群馬営業所	群馬県前橋市
埼玉営業所	埼玉県さいたま市大宮区
東東京営業所／東京中央営業所	東京都豊島区
八王子営業所	東京都八王子市
横浜営業所	神奈川県横浜市金沢区
山梨営業所	山梨県甲府市
沼津営業所	静岡県沼津市
静岡営業所	静岡県静岡市葵区
浜松営業所	静岡県浜松市中区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
福井営業所	福井県福井市
京都営業所	京都府京都市伏見区
広島営業所	広島県広島市西区
福山営業所	広島県福山市
九州営業所	福岡県久留米市
技術研究所 (テクノロジーセンター)	東京都豊島区

(注) 登記上の本店は東京都練馬区であります。

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
328 (20) 名	2名減 (3名減)	38.3歳	7.2年

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数は就業人員（執行役員7名を除き、嘱託社員4名を含む。）であります。
 3. 臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員を除き、パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 | 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 44,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 10,353,756株 (自己株式426,244株を除く) |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 5,625名 |
| (4) 上位12名の株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社MSS	3,404,600株	32.88%
光通信株式会社	771,500株	7.45%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	624,743株	6.03%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	541,700株	5.23%
若林稲美	322,000株	3.11%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	263,000株	2.54%
株式会社エスアイエル	160,600株	1.55%
宮川 元	156,000株	1.51%
戸田幸子	134,400株	1.30%
村吉真美	132,000株	1.27%
若林 豪	132,000株	1.27%
若林笑美	132,000株	1.27%

(注) 1. 当社は、自己株式を426,244株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外役員を除く)	22,300株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告34ページ「4.会社役員に関する事項 (2) 取締役の報酬等の額」に記載しております。

3 | 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 | 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柴 崎 浩	
取締役	鍋 谷 正 行	総代理店事業及び開発製品事業担当 常務執行役員
取締役	平 能 直 弘	経営管理及び人事担当 執行役員
取締役	宮 本 聡	財務経理及び業務担当
取締役	内 田 好 則	販売代理店事業担当 執行役員 営業推進部長
取締役	村 松 光 春	村松公認会計士事務所代表 株式会社ハッピー商会代表取締役 GLOVACC株式会社代表取締役
取締役	堂垣内 重 晴	株式会社アサンテ社外取締役 株式会社たち古代表取締役専務
取締役 (監査等委員・常勤)	戸 田 幸 子	
取締役 (監査等委員)	中 村 眞 一	コスモス法律事務所代表 株式会社コモダエンジニアリング社外監査役
取締役 (監査等委員)	野 島 透	野島透公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役 村松光春氏及び堂垣内重晴氏並びに取締役（監査等委員）中村眞一氏及び野島透氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）野島透氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 業務執行取締役との常時意見交換により十分な情報収集を行うとともに、内部監査室との十分な連携を可能とする体制により監査・監督の実効性、機能強化を図るため、戸田幸子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 社外取締役の各氏の重要な兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。
5. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
宮本 聡	取締役 財務経理及び業務担当 執行役員 業務部長	取締役 財務経理及び業務担当	2021年4月1日
内田好則	執行役員	取締役 販売代理店事業担当 執行役員	2021年6月25日
内田好則	取締役 販売代理店事業担当 執行役員	取締役 販売代理店事業担当 執行役員 営業推進部長	2021年12月1日

6. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
内田好則	取締役 販売代理店事業担当 執行役員 営業推進部長	取締役 販売代理店事業担当 執行役員	2022年4月1日

(2) 取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)							
		固定報酬		業績連動報酬等 (賞与)		株式報酬		その他	
		支給 人数	金額	支給 人数	金額	支給 人数	金額	支給 人数	金額
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	153,340 (13,212)	7名 (2名)	132,675 (13,212)	0名 (-)	0 (-)	3名 (-)	20,665 (-)	0名 (0名)	0 (0)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	25,512 (10,512)	3名 (2名)	25,512 (10,512)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0名 (0名)	0 (0)
合 計	178,852	10名	158,187	0名	0	3名	20,665	0名	0

- (注) 1. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2022年3月31日現在の取締役に対して当事業年度の在任期間に応じて支給された報酬等の額を記載しております。
3. 株式報酬は、当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬のうち当事業年度に費用計上すべき金額を記載しております。
4. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において年額250,000千円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名 (うち社外取締役2名) です。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
6. 取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式に関する報酬の総額は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において年額80,000千円以内且つ80千株以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) の員数は5名です。

② 非金銭報酬等（株式報酬）の内容

非金銭報酬等（株式報酬）の内容は、当社普通株式であり、その株式数は以下のとおりです。また、当株式には、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに関する旨の条件を付しております。

取締役 3名 22,300株

③ 当社の役員が受ける報酬等の決定に関する方針

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、次の役員報酬方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が、当該方針及び指名・報酬諮問委員会の答申をもとに、2021年7月15日開催の取締役会の決議により決定されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ア. 役員報酬方針策定の目的

当社は、誠実で透明性のある経営体制を構築、維持し、企業価値を継続的に高めることを本方針策定の目的とします。

イ. 役員報酬の基本的な考え方

- ・業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主と価値を共有するものとします。
- ・当社役員の役割及び職責に相応しい水準とします。
- ・社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議を経ることで、客観性及び透明性を確保します。

ウ. 役員報酬の水準

役員報酬の水準については、当社の事業内容及び経営環境における各種ファンダメンタルズを考慮しつつ、時価総額や営業利益水準等で当社と同規模企業における役員報酬水準を参考とし、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において取締役会決議により決定します。

エ. 報酬の構成

・取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）

職責に応じた役位ごとの固定報酬、事業年度ごとの会社業績や取締役の個別業績評価等に基づき変動する業績連動報酬及び中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるための株式報酬の構成としています。

固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
60%	20%	20%

・社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

監査等委員でない社外取締役の報酬等は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割に鑑みて、固定報酬のみとします。

固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
100%	—	—

・監査等委員である取締役

監査等委員である取締役（常勤）の報酬等は、客観的立場から当社経営を監督・監査する役割等に鑑みて、固定報酬のみの構成としています。また、監査等委員である社外取締役の報酬等は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督・監査するという役割に鑑みて、固定報酬のみとします。

固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
100%	—	—

オ. 報酬の種類

・固定報酬

職責に応じた役位ごとの固定金銭報酬といたします。

・業績連動報酬

短期のインセンティブ報酬として、事業年度ごとの会社業績や取締役の個別業績評価等に基づき変動する業績連動金銭報酬といたします。

・株式報酬

中長期のインセンティブ報酬として、株主の皆様と利害共有を図り、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるため、譲渡制限付株式報酬制度による株式報酬とします。

カ. ガバナンス

・指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役の報酬の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保すること等を目的として委員の過半数が社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しております。

・報酬の決定方法

取締役の報酬額は、株主総会でご承認いただいた報酬枠の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の審議を通じ、本方針に基づき、各取締役の役割、貢献度、業績評価、KPI（①営業利益、②売上高営業利益率、③自己資本利益率、④1株当たり利益）達成度に基づき決定いたします。

キ. 役員報酬枠

役員の報酬枠は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において、以下のとおり決議いただいております。

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）

【金銭報酬】

年額250,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）

【株式報酬】

年額80,000千円以内且つ80千株以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。また、社外取締役を対象としない。）

- ・監査等委員である取締役

【金銭報酬】

年額50,000千円以内

<ご参考>

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、役員報酬方針を次のとおり改定する旨を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

ア. 役員報酬方針策定の目的

当社は、誠実で透明性のある経営体制を構築、維持し、企業価値を継続的に高めることを本方針策定の目的とします。

イ. 役員報酬の基本的な考え方

- ・業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主と価値を共有するものとします。
- ・当社役員の役割及び職責に相応しい水準とします。
- ・社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議を経ることで、客観性及び透明性を確保します。

ウ. 役員報酬の水準

役員報酬の水準については、当社の事業内容及び経営環境における各種ファンダメンタルズを考慮しつつ、時価総額や営業利益水準等で当社と同規模企業における役員報酬水準を参考とし、指名・報酬委員会の審議を経て、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において取締役会決議により決定します。

エ. 報酬の種類

- ・固定報酬

事業計画における定性目標への貢献度と職責に応じた役位ごとの固定金銭報酬といたします。

- ・業績連動報酬

短期のインセンティブ報酬として、期末ROEが10%以上であることを支給条件とし、過去3事業年度における最高営業利益（A）の110%以上（B、業績連動報酬支給前の営業利益とします。）を達成した場合に、BとAの差分の20%を支給総額の限度として役位に応じ支給するものとします。

なお、この支給計算方法は、3年ごとに見直しいたします。

- ・株式報酬

中長期のインセンティブ報酬として、株主の皆様と利害共有を図り、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるため、役位に応じた譲渡制限付株式報酬制度による株式報酬とします。

オ. 報酬の構成

・取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）

職責に応じた役位ごとの固定報酬、事業年度ごとの会社業績や取締役の個別業績評価等に基づき変動する業績連動報酬及び中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるための株式報酬の構成としています。なお、業績連動報酬は後述KPIが未達成の場合、支給されません。

固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
60%程度	20%程度	20%程度

・社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

監査等委員でない社外取締役の報酬等は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割に鑑みて、固定報酬のみとします。

固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
100%	—	—

・監査等委員である取締役

監査等委員である取締役（常勤）の報酬等は、客観的立場から当社経営を監督・監査する役割等に鑑みて、固定報酬のみの構成としています。また、監査等委員である社外取締役の報酬等も、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督・監査するという役割に鑑みて、固定報酬のみとします。

固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
100%	—	—

カ. ガバナンス

・指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役の報酬の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保すること等を目的として委員の過半数が社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置いたします。

・報酬の決定方法

取締役の報酬額は、株主総会でご承認いただいた報酬枠の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の審議を通じ、本方針に基づき、各取締役の役割、貢献度、業績評価、KPI（ROE、営業利益）達成度に基づき、決定いたします。

キ. 役員報酬枠

役員報酬枠は、2020年6月24日開催の当社第34期定時株主総会において以下のようにご承認いただいております。

- ・ **取締役（監査等委員である取締役を除く。）**

- 【金銭報酬】

- 年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の場合、使用人部分を含まない。）とする旨ご承認いただいております。なお、業績連動報酬は年額80百万円以内で運用しております。

- 【株式報酬】

- 年額 80百万円以内且つ100千株以内（ただし、使用人兼務取締役の場合、使用人部分を含まない。また、社外取締役を対象としない。）とする旨ご承認いただいております。

- ・ **監査等委員である取締役**

- 【金銭報酬】

- 年額 50百万円以内

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役 戸田幸子氏及び社外取締役の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険料は全額会社負担としております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由があります。

(5) 社外役員に関する事項

① 兼職の状況及び当社との関係

兼職の状況につきましては、「(1) 取締役の氏名等」に記載のとおりです。
社外取締役の兼職先と当社の間には、いずれも特別の関係はありません。

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	村松光春	17/17回 (100%)	—	主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
取締役	堂垣内重晴	17/17回 (100%)	—	豊富な経験と幅広い見識に基づく企業経営者の見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
取締役 (監査等委員)	中村眞一	17/17回 (100%)	20/20回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。 なお、当事業年度において、左記の監査等委員会のすべてに出席し、適宜必要な助言を行っておりました。 また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、役員の報酬の審議では適宜必要な発言を行いました。
取締役 (監査等委員)	野島透	16/17回 (94%)	20/20回 (100%)	主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言等を行っております。 なお、当事業年度において、左記の監査等委員会のすべてに出席し、適宜必要な助言を行っておりました。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の報酬の審議では適宜必要な発言を行いました。

5 | 会計監査人の状況 |

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,700千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

- ①当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。
- ②監査受嘱者の行為が①の要件を充足するか否かについては、監査委嘱者がこれを判断し、速やかに監査受嘱者に結果を通知するものとしております。

6 | 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 |

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。なお、当社は2020年6月24日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

(最終改定 2020年6月24日)

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社は、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、取締役及び使用人が、法令、定款及び社内規程、業界の自主ルールの遵守はもとより、企業人として企業理念、社会規範、倫理に則して行動するための規範として「コンプライアンス・マニュアル」「DVx行動ガイドライン」を制定し、周知徹底を図る。
- イ. リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス及び不正行為を含むリスク評価を行うとともに、コンプライアンス体制の確立・推進を目的とした全社的取組みを策定する。
- ウ. コンプライアンスの徹底を図るため、経営管理部が、コンプライアンスへの取組みを横断的に統括し、教育及び周知を行う。
- エ. 使用人による職務の遂行が法令等に違反することなく適切にされているかをチェックするため、内部監査室が、業務監査を実施し、監査内容を代表取締役及び取締役会に報告する。
- オ. 内部通報規程に基づき、法令等に違反する行為又は反倫理行為を通報する制度を策定し、利用促進を図る。
- カ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、取締役の職務の執行に係る重要な文書や情報(電磁的記録を含む)は、法令、情報セキュリティ規程に従い、適切に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会にて、当社の成長規模、市場の変化等を考慮し、組織横断的にリスク管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役の職務執行が適切かつ効率的に行われるよう取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定め、権限・責任の明確化を図る。

- イ. 取締役会は、年度計画、中期経営計画に基づき各担当取締役及び執行役員に対しその進捗状況についての報告を求め、発生した課題等に対して協議を行い必要な対策を講じる。
- ウ. 代表取締役及び各部門を所管する取締役及び執行役員により、経営会議を定期的に開催し、経営上必要な事項や職務執行上の問題点について協議を行う。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には親会社及び子会社の何れも存在しないため定めない。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会は、職務の実効性を高めるため常勤の監査等委員を置く。また、監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、補助する使用人を置く。

⑦ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の監査業務を補助する使用人の人事異動、評価等については、監査等委員会の同意を必要とする。当該使用人は、監査業務の範囲においては取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮を外れ、監査等委員の指示に従い業務を行う。

⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

ア. 取締役及び使用人は、監査等委員会に対し以下の場合について迅速な報告を行う。

- ・ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合
- ・ 取締役の職務遂行に関する不正の行為を発見した場合
- ・ 法令又は定款に違反する重要な事実を発見した場合

イ. 上記ア. のほか、当社は、内部通報規程に基づく通報制度を設けており、取締役及び使用人は、違法行為等を内部監査室又は社外監査等委員に報告することができる。

ウ. 取締役は、取締役会において担当職務の執行の状況を報告する。

エ. 上記ア. 乃至ウ. にかかわらず、監査等委員会は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査等委員会は、代表取締役と会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について相互認識を深めるため、定期的に意見交換を行う。
- イ. 監査等委員会は、内部監査室から内部監査結果の報告を受けるとともに、内部監査室及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、緊密な連携を保つ。

⑫ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するとともに、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

- ア. 当社は、法令等を誠実に遵守することを「コンプライアンス・マニュアル」及び「DVx行動ガイドライン」に定め、取締役及び執行役員その他の使用人への周知・浸透を図っております。また、年1回、全社向けのコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスに関する啓発・教育を行っております。
- イ. 当社は、リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設け、内部統制、リスク管理、コンプライアンス推進の統合的な管理を図っており、半期ごとに定時のリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。当事業年度において2回のリスク・コンプライアンス委員会が開催されております。

② リスク管理体制

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設けております。リスク・コンプライアンス委員会は、各部門が対応すべきリスクの評価及びリスク対応実施計画並びにリスク対応実施結果を取締役に報告しており、半期ごとに定時のリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。当事業年度において2回のリスク・コンプライアンス委員会が開催されております。

③ 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を月1回開催しております。必要に応じて開催した臨時取締役会を加えて、当事業年度において17回の取締役会を開催しております。また、効率的な意思決定を図るために、取締役及び執行役員で構成する経営会議を月1回開催しております。

④ 監査等委員である取締役の職務執行

- ア. 当社の監査等委員会は、社外取締役である監査等委員を含む監査等委員3名で構成されており、当事業年度において20回の監査等委員会を開催しております。
- イ. 当社は、当事業年度において社外取締役である監査等委員1名の取締役会への欠席1回を除き、全ての監査等委員が取締役会に出席しております。また、常勤監査等委員は経営会議、リスク・コンプライアンス委員会、その他の重要な会議に出席して監査の実効性を高めております。
- ウ. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見交換を行うことで連携を図っており、当事業年度において9回の意見交換の場を設けております。また、内部監査室との監査連絡会を月1回開催し、連携を図っております。
- エ. 当社は、内部通報窓口の独立性確保のため、社外取締役である監査等委員へ直接情報を提供する体制を整備しております。

7 | 株式会社の支配に関する基本方針 |

該当ありません。

8 | 剰余金の配当等の決定に関する方針 |

当社は、今後の事業展開のために必要な内部留保資金を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当による株主還元を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、業績に対し公平な配当を実現するため、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款で定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり25円（配当性向 29.9%）の普通配当を実施することを決定いたしました。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	20,827,427
現金及び預金	7,846,380
受取手形	31,067
電子記録債権	1,501,414
売掛金	10,021,357
商品	1,030,039
前払費用	123,775
その他	273,992
貸倒引当金	△600
固定資産	1,383,315
有形固定資産	761,425
建物	34,080
車両運搬具	23,643
工具、器具及び備品	648,112
土地	55,000
その他	589
無形固定資産	25,034
ソフトウェア	4,354
その他	20,680
投資その他の資産	596,855
投資有価証券	30,000
出資金	135
長期前払費用	14,312
差入保証金	199,408
繰延税金資産	353,000
資産合計	22,210,742

科目	金額
負債の部	
流動負債	13,140,222
買掛金	12,104,793
未払金	186,056
未払費用	71,412
未払法人税等	325,000
未払消費税等	107,337
契約負債	35,094
前受金	3,759
預り金	8,013
賞与引当金	298,754
固定負債	482,801
退職給付引当金	425,774
資産除去債務	1,797
その他	55,230
負債合計	13,623,024
純資産の部	
株主資本	8,575,682
資本金	344,457
資本剰余金	314,730
資本準備金	314,730
利益剰余金	8,365,426
利益準備金	4,710
その他利益剰余金	8,360,716
別途積立金	250,000
繰越利益剰余金	8,110,716
自己株式	△448,931
新株予約権	12,036
純資産合計	8,587,718
負債純資産合計	22,210,742

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		45,496,274
売上原価		40,160,523
売上総利益		5,335,750
販売費及び一般管理費		4,083,576
営業利益		1,252,174
営業外収益		
受取利息	80	
受取配当金	3	
為替差益	5,442	
その他	2,269	7,796
営業外費用		
支払利息	0	
その他	1,190	1,190
経常利益		1,258,780
特別利益		
固定資産売却益	99	99
特別損失		
固定資産除却損	57	57
税引前当期純利益		1,258,822
法人税、住民税及び事業税	435,906	
法人税等調整額	△40,100	395,806
当期純利益		863,016

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	344,457	314,730	314,730
会計方針の変更による 累積的影響額			
会計方針の変更を反映した 当期首残高	344,457	314,730	314,730
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			
当期変動額合計	-	-	-
当期末残高	344,457	314,730	314,730

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			自己株式
		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,710	250,000	7,499,166	7,753,876	△503,056
会計方針の変更による 累積的影響額			-	-	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,710	250,000	7,499,166	7,753,876	△503,056
当期変動額					
剰余金の配当			△247,263	△247,263	
当期純利益			863,016	863,016	
自己株式の処分			△4,202	△4,202	54,124
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	611,550	611,550	54,124
当期末残高	4,710	250,000	8,110,716	8,365,426	△448,931

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計			
当期首残高	7,910,007		12,046	7,922,053
会計方針の変更による 累積的影響額	—			—
会計方針の変更を反映した 当期首残高	7,910,007		12,046	7,922,053
当期変動額				
剰余金の配当	△247,263			△247,263
当期純利益	863,016			863,016
自己株式の処分	49,921		△1,852	48,069
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			1,843	1,843
当期変動額合計	665,674		△9	665,664
当期末残高	8,575,682		12,036	8,587,718

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

ディーブイエックス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 飯塚正貴 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飯田昌泰 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ディーブイエックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、往査を控えた事業所の監査はウェブ会議システムを使用して調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、取締役等からは有効である旨、またE Y新日本有限責任監査法人からは開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

ディー・ブイ・エックス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 戸田 幸子 ㊞

監査等委員 中村 眞一 ㊞

監査等委員 野島 透 ㊞

(注) 監査等委員中村眞一及び野島透は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

■EPSトレーナー、海外販売開始

EPSトレーナーはアブレーション症例の流れを学習するためのシステム機器です。

当社の企画・開発商品として2019年より国内医療機関等に販売を開始しました。

当事業年度には、海外販売向けの新バージョンを開発するとともに、海外代理店へのPR、各種折衝を行い、米国、オーストラリア、台湾、ブラジルでの販売を実現。当社にとっては初の輸出となりました。

EPS TRAINER



ソフトウェア

リアルタイムで実際の臨床同様の眼を養う
診断能力トレーニングを実現

+

ハードウェア

刺激伝導系・不応期を考慮した
心臓電気生理的反応を再現

株主総会会場ご案内図

【会場】

ホテルメトロポリタン 3階「カシオペア」

東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
TEL 03-3980-1111(代表)

株主総会にご主席の株主様への「お土産」
のご用意はございません。

【交通】

「池袋駅」

JR

●山手線 ●埼京線 ●湘南新宿ライン

東京メトロ

●丸ノ内線 ●有楽町線 ●副都心線

西武池袋線

東武東上線



池袋駅から会場までのご案内

1 南口 ▶▶▶ 徒歩約2分

有楽町線の改札前(地下1階、南通路)のエスカレーターで1階へ。メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。

2 JR線メトロポリタン口 ▶▶▶ 徒歩約1分

JR線改札を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進又は改札を出て右手に進みエスカレーターもしくは階段で1階へ。

※ご利用可能時間は午前7時00分から午後11時まで

3 西口 ▶▶▶ 徒歩約3分

東武百貨店の前(地下1階、中央通路)の階段又はエスカレーターで1階へ。左手のみずほ銀行沿いに左折し直進。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

